動画配信者としての子ども

Kinder als Webvideoproduzenten

髙 橋 大 輔

要約

インターネットの普及は、大人の世界に止まるものではなく、子どもの世界にもその影響力を広げている。その結果、子どもとインターネットの関係をどのようにすべきかという問題は避けることのできない問題となっている。特に、インターネットによって、子どもたちにも情報発信の機会は開かれた。本論文では、情報発信の中でも、特に「動画配信」について、現行法の枠内でどのように「予防的に」子どもの福祉を保護できるのかなどについて検討する。

I. はじめに

現代社会において、インターネットは人々 の生活に欠くべからざる道具になっていると 言うと言いすぎかもしれないが、少なくとも 多くの人々が利用する道具であり、生活の 端々にその影響を及ぼしている。そして、イ ンターネットを通じて、我々は、「一方的に 情報を受け取るだけでなく、発信も含めた双 方向の情報のやりとりを通して、より便利で 快適な生活〔傍点筆者〕1」を送っている。こ のようなインターネットの普及は、大人の世 界に止まるものではなく、子どもの世界にも その影響を及ぼしている。その影響力が増せ ば増すほど、負の側面も脚光を浴びることに なる。出会い系サイト、学校裏サイト、イン ターネット依存など様々な問題がマスコミな どを通して、社会に伝えられてきた。そのた め、現在、子どもとインターネットの関係を どのようにすべきかという問題は避けること のできない問題となっている。

従来のマスメディアに比べ、インターネッ

トはマスメディアの業務に従事していない 人々に情報発信の機会を開いた。一部のアプ リなどについては、年齢制限が付けられてい るけれども、本質的には、大人と同様に未成 年者である子どもたちにも情報発信の機会は 開かれている。既に、社会においては、SNS で子どもが情報発信をしたり、動画を配信す ることによる不利益は伝えられてきている。 例えば、動画を配信したことにより、子ども の住所などが突き止められることもある。ま た、不適切な動画を配信したことにより、退 学などの処分を受けることもある。さらには、 著作権の侵害などといった違法行為を行い法 的責任を問われることもある。このような子 どもの不利益を防ぐためには、そのような動 画を配信する前の「予防的対応」が重要になっ てくる。

ところで、「子どもの情報発信」と言った場合には、極めて広範な内容となってしまう。例えば、動画を配信したり、SNSで意見を表明することも情報発信であるし、より広くは、買い物のために配送先などの「情報」を

店側に発信するのも情報発信であろう。いず れにしても、これらに子どもの福祉を脅かす 危険があるのも事実であるけれども、全てを 検討することは紙幅の都合上から、何より筆 者の能力の問題で不可能である。そこで、本 論文においてはひとまず、「動画配信」を念 頭に置いて検討していきたい。このように動 画配信を本論文の問題意識の対象とするの は、以下の2点の理由による。第1に、動 画を作成するのが、文章を作成するよりも容 易であると考えられるからである。視覚や聴 覚に何らかの障がいなどが無いのであれば、 人は通常「聞く→話す→読む→書く」という 順番で言語を習得する。もちろん言語を習得 したからと言って、他者を説得できる、また は他者の共感を得られるかは別問題である。 ただし、単純に「できる・できない」という 能力の問題に限定すれば、書かれた文章を通 じて情報発信をしなければいけなかったイン ターネットは、動画配信が可能になった時点 で、話している動画を通じて情報発信が可能 となったのである。このとき、動画作成につ いては編集などの作業が必要で、子どもには 難しいのではないかという疑問も生じる。し かしながら、質を問わないのであれば、スマー トフォンなどのカメラ機能を利用すれば、簡 単に動画は撮影できるのであり、それを投稿 してしまうだけでも動画配信は可能である。 第2に、動画は多くの情報を含み得るからで ある。動画を撮影した場合、動画を撮影した 「時間|「場所|「状況|などが映り込む。また、 動画を作成している者の「顔」なども、当人 が自分の姿を明確に撮影している場合だけで はなく、意図的に顔を隠したとしても不注意 により映り込むことがあり得る。このように 情報が多く映り込むことになる結果、本来イ ンターネットの特性として挙げ得る匿名性が 弱まることになり、動画投稿者を特定するこ

とが可能となり、その個人情報を読み解くことも可能になる。ところで、動画配信と動画 投稿は厳密に言えば異なる。利用するサービスによっては、投稿した動画を特定の人間にしか公開しないことも可能であり、理論上は投稿しても他者が視聴できないようにはことは可能である。本論文の問題意識は、子どもが投稿した動画が他者に視聴されることによる子どもの不利益についてである。そのため、以下では基本的には「動画配信」という文言を使用し、動画を投稿する行為だけを指す場合や主眼がある場合については「動画投稿」という文言を使用する。なお、引用する文献についてはこの限りではない。

以上のような問題意識に基づき、本論文では、子どもがインターネットを通じて動画配信をした場合に、どのように現行法の枠内で「予防的に」保護できるのかを検討すると共に、今後どのような予防的な保護が考え得るのか考察する。

Ⅱ. 子どものインターネット利用状況

まず、そもそもの問題として、日本における子どものインターネット利用状況を確認したい。子どもへのインターネット普及について、その時期を分類することが可能である。例えば、藤川大祐(以下、本論文においては敬称を省略させていただいている)によって、主に使用されていた端末に着目して、以下のように3つの時期に分類されている²。

- ① 1995 年頃~ 2003 年頃: パソコンや PHS が中心の時期
- ② 2003年頃~2013年頃:いわゆるガラケー が中心の時期
- ③ 2013年頃~現在:スマートフォンが中

心の時期

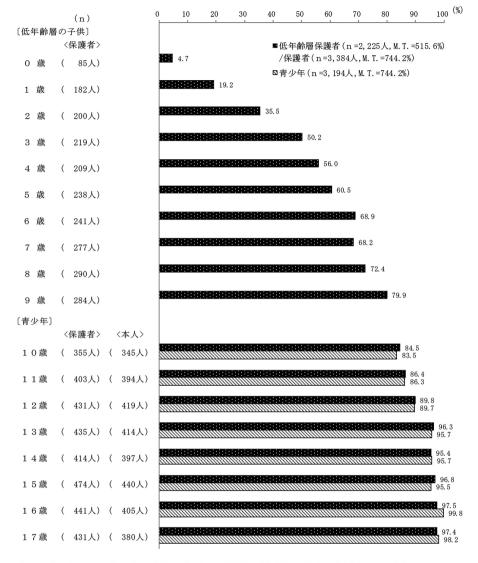
藤川大祐によって、それぞれの時期について以下のような説明がなされている³。すなわち、①の時期には、インターネットを日常的に使う子どもは少なく、パソコンでウェブサイトを見たり、PHSでメッセージのやりとりをしたりすることがなされた程度であった。②の時期には、カメラや音楽プレイヤーの機能を搭載した日本独自の携帯電話(ガラケー)が普及し、写真つきメール、プロフィールサイト、携帯電話向けホームページ、ソーシャルゲームといったガラケー向けサービス

を使う子どもが多くなった。③の時期になると、SNSでのコミュニケーション、ゲームアプリの利用、動画視聴等で長時間スマートフォンを利用する子どもが多くなった。インターネット利用の低年齢化が顕著になった時期でもあり、乳幼児期から、タブレット端末や保護者のスマートフォンでゲーム利用や動画視聴をすることが多くなった。

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和2年4月4』によれば、3歳の段階で50%以上の子どもがインターネットを利用している(図表1参照)。

³ 藤川大祐・前掲注(2)43頁。

⁴ 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書令和2年4月』(https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/r01/net-jittai/pdf-index.html、2020年9月28日11時00分、筆者確認)。



図表 1 年齢別の子どものインターネットの利用状況

※「インターネット利用率」は回答した青少年全員及び青少年の保護者全員、低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計

出典:内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和 2 年 4 月』221 頁 ⁵。

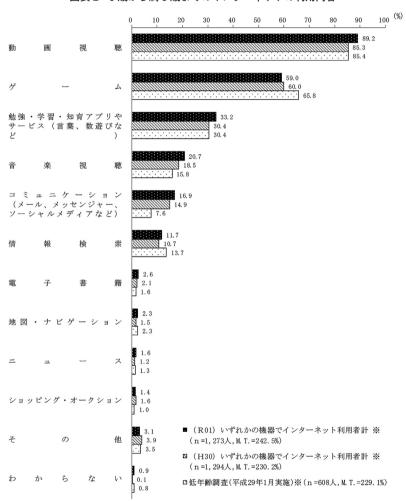
それでは、子どもたちはインターネットを何のために利用しているのであろうか?利用内容をまとめたものが下記の図表2「0歳から満9歳までのインターネットの利用内容」、図表3「満10歳から満17歳までのインターネッ

トの利用内容」である。図表2は、2019(令和元)年度の調査については低年齢層の子どもの保護者に対する調査であり、2020(令和2)年1月1日時点で、0歳から満9歳の子どもの保護者が調査対象者である6。図表3は、

2019 (令和元) 年度の調査については 2020 (令和 2) 年 1 月 1 日時点で、満 10 歳から満 17歳の子どもが調査対象者である ⁷。また、図表 2、図表 3 共に複数回答であり、利用している

機器が複数ある場合には、それぞれの機器について、あてはまるものをすべてを回答するよう求めている 8

図表 2、図表 3 からわかるように、「動画



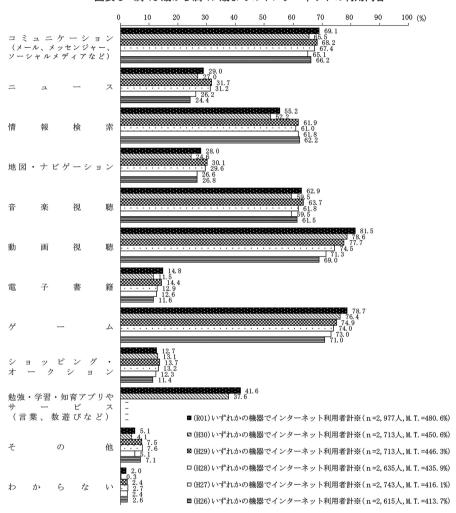
図表2 0歳から満9歳までのインターネットの利用内容

出典: 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和 2 年 4 月』 239 頁 ⁹。

- 6 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)·前掲注(4)2頁。
- 7 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)·前掲注(4)2頁。
- 8 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)·前掲注(4)48頁、238頁。
- 9 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・前掲注(4)239頁。なお、原文では図表のタイトルは「子供のインターネットの利用内容」となっている。本論文においては、図表3との区別を明確にするため、「0歳から満9歳までのインターネットの利用内容」と表記した。

視聴」や「ゲーム」が利用の中心であり、満10歳から満17歳の子どもにおいては、これらに加えて、「コミュニケーション(メール、メッセンジャー、ソーシャルメディアなど)」、

「音楽視聴」、「情報検索」が50%を超えている。本論文の問題意識である「動画配信」として利用している子どもの割合は統計に表れてきていない。



図表 3 満 10 歳から満 17 歳までのインターネットの利用内容

※「スマートフォン」「いわゆる格安スマートフォン」「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」「契約期間が切れたスマートフォン」「携帯電話」「機能限定携帯電話や子供向け携帯電話」「ノートペソコン」「デスクトップパソコン」「タブレット」「学習用タブレット」「子供向け娯楽用タブレット」「携帯音楽プレイヤー」「携帯ゲーム機」「据置型ゲーム機」「インターネット接続テレビ」のいずれかで利用内容に回答あり計

出典: 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)『令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 令和 2 年 4 月」48 頁 ¹⁰。

10 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・前掲注(4)48頁。なお、原文では図表のタイトルは「インターネットの利用内容」となっている。本論文においては、図表2との区別を明確にするため、「満10歳から満17歳までのインターネットの利用内容」と表記した。

それでは、動画「視聴」と異なり、動画 「配信」を行う子どもは少数と言い得るので あろうか?この点について注意しなければい けないのは、動画を簡単に挙げることので きる SNS が現在若者の人気を集めているこ とである。例えば、「ストーリーズ」の人気 が指摘されている。2019年時点の情報では あるけれども、鈴木朋子によれば、「ストー リーズ | とは以下のようなものである ¹¹。す なわち、「ストーリーズ」は24時間で自動的 に消えるショートムービー機能であり、1本 当たり最大15秒の動画を投稿できる。「ストー リーズ」の視聴の際には、現在視聴している 動画をつまらないと感じた場合には、画面を タップすることにより、次の動画を視聴する ことができる。その結果、1日たてば消える 上に、じっくり視聴されることがなくなり、 投稿者は気楽に投稿できることになる。その ため、「特別な瞬間」ではない「日常」を投 稿することに用いられているとされる。また、 「TikTok (ティックトック)」を挙げることも できる。2019年時点の情報ではあるけれども、 鈴木朋子によれば、「TikTok | とは以下のよう なものである 12 。すなわち、口パク(くちパク) やダンスなどのショートムービーを簡単に投 稿できるショートムービー共有サービスであ る。ロパク動画はアプリで BGM を選んで録 画するだけで作成でき、ズームや早回し、フィ ルター効果を掛けるのも簡単であり、短時間 で質の高い動画が作成できる。この動画投稿 の容易さが「TikTok」の人気の理由とされる。 「TikTok」も最大15秒の短い動画で、視聴の 際には、現在視聴している動画をつまらない と感じた場合には、画面を上にフリックする

ことにより、次の動画を視聴することができる。

このように、先の調査では「動画配信」のためにインターネットを利用している子どもは表の中に現れてこなかった。しかし、現実には、容易に動画を配信できる環境は整えられており、視聴できるのみではなく、容易に投稿できることも人気の要因の1つと挙げられている。

このような短時間の動画を配信するだけではなく、子どもたちの中には、既に多くの視聴者を得、動画配信者として活躍している子どもたちも存在している。例えば、「キッズライン♡ Kids Line」が YouTube チャンネル登録数 1,000 万人以上のクリエイターに贈られる賞「ダイヤモンドクリエイターに贈られる賞「ダイヤモンドクリエイターアワード」を日本国内で初めて受賞したことが 2020 (令和2) 年8月に報道されている 13。記事によれば、「キッズライン♡ Kids Line」は「子育て真っ最中のお母さんが運営」しており、未成年者と思われる「こうくん・ねみちゃん」が楽しく遊んだり出かけたりする、親子で楽しめる動画を日々公開している。

以上のようなサービスには年齢制限がかけられているものも多く、未成年と言っても、年齢によって利用できるサービスは異なってくる。ただ、サービスによって年齢も異なってくるため、ひとまず本論文においては未成年者全般を念頭において議論を進めていきたい。

一方で、動画配信に伴って、様々なトラブルが生じている。例えば、総務省総合通信基盤局消費者行政第一課『インターネットトラブル事例集(2020年版)(以下、単に『事例集』という)¹⁴』において紹介されている事

¹¹ 鈴木朋子『親が知らない子どものスマホ イマドキ中高生 驚きの SNS& ネット事情』 (2019 年、日経 BP) 48 ~ 50 頁。

¹² 鈴木朋子・前掲注(11)52~55頁。

¹³ https://www.jiji.com/jc/article?k=000000046.000033617&g=prt、2020 年 11 月 11 日 15 時 48 分筆者確認。 追記、2020 年 11 月 25 日 14 時 20 分に当該 URL において、当該記事が存在しないことを確認した。

例を挙げることができる。なお、『事例集』は、 教育や子育ての現場で、子どもたちに必要な 情報活用能力を育てる一助になるように作成 されたものである 15 。

例えば、「悪ふざけなどの不適切な投稿¹⁶ として、「D くん、E くん、F さんの3人は、 学校の帰りに制服のまま線路に立ち入り、大 はしゃぎで写真を撮影。仲間に見せようと、 SNS にアップしました。| 「あっという間に特 定されて学校名や名前が晒され、警察に通報 が。鉄道営業法違反等の罪で家裁に送致され、 学校には抗議の電話やメッセージが…」とい う事例が挙げられている。次に、「他者の権 利を侵害する投稿や視聴¹⁷|として、「Kく んは、愛読している人気の連載マンガを撮影 して動画サイトに投稿。それを SNS でつぶ やくと、多くの人が視聴し、感謝のコメント ももらいました。|「動画サイトの運営側から 警告をうけましたが、好評なのでそのまま投 稿を続けていたところ、Kくんは著作権法違 反容疑で逮捕されました。」という事例が挙 げられている。そして、「旅行中の写真投稿 や書き込みによる空き巣被害18|として、「夏 休みに、家族旅行に行ったSさん。仲良し への暑中見舞いを送る代わりに・・・・と思い、 旅先から写真やメッセージを自分の SNS に 投稿しました。」「帰ったら、家の中がグチャ グチャ!留守にしている間に空き巣に入られ てしまったのです。投稿内容から不在が知ら れてしまい狙われたとのことでした。」とい う事例が挙げられている。「投稿から個人が 特定されたことによる被害19」として、「よ

く行くショッピングタウンでお気に入りのお店を見つけたTさん。親しい人たちに教えてあげようと、位置情報オフで撮影した写真を投稿しました。」「その後、誰かに後をつけられていることに気づきました。引き金は、Tさんが投稿した写真の背景。場所がわかり生活範囲が特定されてしまいました。」という事例が挙げられている。

『事例集』においては、「写真」となっているものについても、先述のように近時 SNS では動画投稿も容易になってきていることから、動画配信の場合についても同様の問題が生じ得る。特に、場合によっては、動画配信の方が多くの情報を含むことから、より一層重大な問題を惹き起こす危険があると考えられる。

このように動画配信には危険が伴う。これらの危険は、確かに動画配信に限定されることなく、他の方法による情報発信にも共通し得る問題ではあるけれども、ひとまず本論文の問題意識に従い、ここでは動画配信に限定して考察していく。『事例集』に記載されているように、著作権法などの法規範に抵触すれば、子どもであっても法的責任を問われ得る。また、不在であることが広く知れ渡ったり、住所が特定されれば、現実に不利益を受ける危険が生じる。子どもの福祉の観点からすれば、このような問題が発生しないことが望ましい。そのため、以下では予防的観点から考察を加えるものとし、事後的な法的責任についてはこれ以上言及しないものとする。

このとき、予防的観点で言えば、最も単純で、制限された時間内で最も効果的なのは、

¹⁴ 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課『インターネットトラブル事例集 (2020 年版)』 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000681954.pdf、2020 年 11 月 25 日 16 時 13 分筆者確認)。

¹⁵ 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課·前掲注(14)2頁。

¹⁶ 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課·前掲注(14)7頁。

¹⁷ 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課・前掲注(14)12頁。

¹⁸ 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課・前掲注(14)19頁。

¹⁹ 総務省総合通信基盤局消費者行政第一課·前掲注(14)20頁。

「子どもにインターネットを使用させない」こ とである。しかし、筆者はこのような考え方 を首肯することはできない。理由として、第 一に現在のインターネット社会において、イ ンターネットを利用せずに生きることは不可 能とまでは言わないが、極めて難しいからで ある。例えば、近時大学の入学願書の提出を インターネット上の申請に限定している大学 もある。このとき、インターネットを利用し なければ入学できない大学などには進学しな ければよいという考えも成り立つ。しかし、 インターネット利用の有無だけで、子どもの 進路が制限されてしまうのは、少なくとも子 どもの福祉に合致しているとは言えまい。ま た、子どもが未成年の間は親が代わりにイン ターネットを使い、手続きなどを行えばよい という考えも成り立つ。しかし、子どももい ずれ成人し、市民として生活していくことに なるのであるから、いつまでも自分でインター ネットを利用できないのは不便であるし、何 より、それまでインターネットに触れたこと がないというのは現在の社会状況を鑑みると 不利益の方が大きい。以上のような子どもの インターネット使用禁止に対する消極的な意 見とは別に、インターネットを積極的に使用 させるべきであるとの意見も見られる。例え ば、土井隆義は、現在の多くの子どもたちが インターネットの発達によって、関心対象も 生活圏も狭窄化し、その結果、人間関係も逆 に狭まっていることから、人間関係を外部へ と拓かせることが重要であるとし、インター ネットもそのツールとして積極的に活用され なければならないと指摘している²⁰。

以上のような「インターネットを使用させない」という解決とは別に、または、本論文の問題意識に限って言えば、「動画を配信させない」という方法も考えられ得る。この点については、今後の検討課題でもあるけれど

も、子どもの人権や憲法との関連で考えた場合、子どもに限らず、動画を配信することは「表現の自由」や「意見表明権」に関連してくると筆者は考える。そうであるとすれば、抽象的な危険でこのような行為を禁止することは行き過ぎた介入であると思われる。そのため、親権者などがそれぞれの子どもについて、その子が過去に動画作成のために危険な行為を行ったことなどを理由に、動画の作成や配信を禁止するというのであればともかく、一律に年齢などを根拠に動画配信を禁じるべきではないと考える。

Ⅲ. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

子どもが動画配信をする場合に、予防的に その福祉を保護できるのかを法的に検討する 上で重要なのは、2008(平成 20)年に成立 した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (以下、単に「青少年インターネット環境整 備法」という)」である。

青少年インターネット環境整備法の目的について、第1章「総則」内の1条において、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、以下の①②により、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することと規定している。すなわち、①青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、②青少年有害情報フィルタリングソフトウェア²¹の性能の向上および利用の普及、その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする

ための措置等を講ずることである。このとき、 青少年インターネット環境整備法における 「青少年」とは、「18歳に満たない者」をい うとされる(同法2条1項)。次に、「保護者| とは、「親権を行う者若しくは後見人又はこ れらに準ずる者」をいうとされる(同条2項)。 そして、青少年インターネット環境整備法に おける「青少年有害情報」とは、「インターネッ トを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下 同じ。) に供されている情報であって青少年 の健全な成長を著しく阻害するもの」をいう とされる (同条3項)。「青少年有害情報」の 例示として以下のものが挙げられている(同 条4項)。すなわち、①犯罪もしくは刑罰法 令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負 い、仲介し、もしくは誘引し、または自殺を 直接的かつ明示的に誘引する情報、②人の性 行為または性器等のわいせつな描写その他の 著しく性欲を興奮させまたは刺激する情報、 ③殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写そ の他の著しく残虐な内容の情報である。

青少年インターネット環境整備法3条は、施策実施に当たっての3つの基本理念を明記している。すなわち、第1の理念として、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力を習得することを旨とすること(同法3条1項)。第2の理念として、青少年有害情報フィルタ

リングソフトウェアの性能の向上および利用 の普及、青少年のインターネットの利用に関 係する事業を行う者による青少年が青少年有 害情報の閲覧をすることを防止するための措 置等により、青少年がインターネットを利用 して青少年有害情報の閲覧をする機会をでき るだけ少なくすることを旨とすること(同条 2項)。第3の理念として、自由な表現活動 の重要性および多様な主体が世界に向け多様 な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ 主体的な取組が大きな役割を担い、国および 地方公共団体はこれを尊重することを旨とす ること(同条3項)。

このとき、第3の理念から、日本における 青少年のインターネットの利用環境の整備は 民間が主役であるとされる22。また、内閣府、 総務省、経済産業省『青少年が安全に安心し てインターネットを利用できる環境の整備等 に関する法律関係法令条文解説 平成30年 1月(以下、単に『条文解説』という)²³』に よれば、携帯電話事業者の18歳未満の携帯 電話の利用者に対するフィルタリングの原則 適用など、民間における主体的・自律的な取 組がすでに実施されており、民間の取組を 阻害することなくさらに順調に発展させるた め、また、インターネットを利用した表現の 自由に配慮して、国の関与は最小限にとどめ、 民間主導の取組を支援するとの観点から、こ れを第三の理念としたものとされる 24。

²¹ 青少年インターネット環境整備法において、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上、インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラムをいうものとされる(同法2条9項)。

²² 齋藤長行『エビデンスに基づくインターネット青少年保護政策―情報化社会におけるリテラシー育成と 環境整備』(明石書店、2017 年) 18 頁。

²³ 内閣府、総務省、経済産業省『青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律関係法令条文解説 平成 30 年 1 月』(https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu. pdf、2020 年 9 月 18 日 16 時 34 分、筆者確認)。

²⁴ 内閣府、総務省、経済産業省・前掲注(23)14頁。

青少年インターネット環境整備法は、関係 者に以下のような青務を課している。まず、 国および地方公共団体は、青少年が安全に安 心してインターネットを利用することができ るようにするための施策を策定し、実施しな ければならない (同法4条)。加えて、国お よび地方公共団体は、関係機関、青少年のイ ンターネットの利用に関係する事業を行う者 (以下、単に「関係事業者」という)、関係す る活動を行う民間団体相互間の連携協力体制 の整備に努めなければならない (同法7条)。 次に、関係事業者は、その事業の特性に応じ、 青少年がインターネットを利用して青少年有 害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なく するための措置を講ずるとともに、青少年の インターネットを適切に活用する能力の習得 に資するための措置を講ずるよう努めるもの としている (同法5条)。そして、保護者は、 インターネットにおいて青少年有害情報が多 く流通していることを認識し、自らの教育方 針および青少年の発達段階に応じ、その保護 する青少年について、①インターネットの利 用の状況を適切に把握すること、②青少年有 害情報フィルタリングソフトウェアの利用そ の他の方法によりインターネットの利用を適 切に管理すること、③その青少年のインター ネットを適切に活用する能力の習得の促進に 努めなければならない (同法6条1項)。さ らに、保護者は、携帯電話端末等からのイン ターネットの利用が不適切に行われた場合に は、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々 な問題が生じることに特に留意するものとさ れる (同条 2 項)。

以上のような「総則」の後に、青少年インターネット環境整備法は、第2章「基本計画」、第3章「インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等」、第4章「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」、第5章「インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体

等|、第6章「雑則|を規定する。

第2章における「基本計画」とは、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画のことであり、子ども・若者育成支援推進法26条の「子ども・若者育成支援推進本部」が定め、その実施を推進するものとされる(同法8条1項)。

第3章において、「インターネットの適切 な利用に関する教育及び啓発活動の推進等| として、国および地方公共団体は、青少年が インターネットを適切に活用する能力を習得 することができるよう、学校教育、社会教育 および家庭教育におけるインターネットの適 切な利用に関する教育の推進に必要な施策を 講ずるものとされる(同法9条1項)。また、 国および地方公共団体は、青少年のインター ネットを適切に活用する能力の習得のための 効果的な手法の開発や普及を促進するため、 研究支援、情報収集、情報提供その他の必要 な施策を講ずるものとされる (同条2項)。 そして、国および地方公共団体は、家庭に おいて青少年有害情報フィルタリングソフト ウェアの利用の普及を図るため、必要な施策 を講ずるものとされ(同法10条)、青少年有 害情報フィルタリングソフトウェアによる青 少年有害情報の閲覧の制限等のインターネッ トの適切な利用に関する事項について、広報 その他の啓発活動を行うものとされる(同法 11条)。関係事業者やその他の関係者にも、 青少年のインターネットを適切に活用する能 力の習得のための学習の機会の提供、青少年 有害情報フィルタリングソフトウェアの利用 の普及のための活動その他の啓発活動を行う よう努力義務が課されている(同法12条)。

第4章「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」において、まず、携帯電話インターネット接続役務提供事業者²⁵等は以下の義務が課されている。すなわち、携帯電話インターネット接続役務²⁶

の提供に関する契約(以下、単に「役務提供 契約しという。)の相手方または役務提供契 約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年で あるかどうかを確認する義務(同法13条)。 青少年または保護者へ、携帯電話端末等から のインターネットの利用により青少年が青少 年有害情報の閲覧をする可能性があること、 青少年有害情報フィルタリングサービス 27 の利用の必要性と内容、青少年インターネッ ト環境整備法 16 条に規定する「青少年有害 情報フィルタリング有効化措置しの必要性と 内容を説明する義務 (同法14条)。青少年 有害情報フィルタリングサービスの利用を条 件として、携帯電話インターネット接続役務 を提供する義務 (同法15条)。青少年有害 情報フィルタリング有効化措置を講じる義務 (同法16条)。これに対して、インターネッ ト接続役務提供事業者には、インターネット 接続役務の提供を受ける者から求められたと きに、青少年有害情報フィルタリングソフト ウェアまたは青少年有害情報フィルタリング サービスを提供する義務がある(同法17条)。 なお、青少年有害情報フィルタリングサービ スの利用を条件として、携帯電話インター ネット接続役務を提供する義務(同法15条)、 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を 講じる義務(同法16条)については、保護 者の申出があれば、それらの義務を履行する

必要はない(同法15条但書、16条但書)。

このとき、「青少年有害情報フィルタリン グ有効化措置」とは、「インターネットを利 用する者の青少年有害情報の閲覧を制限する ため、インターネットと接続する機能を有 する機器に組み込まれたプログラムの機能を 制限する措置 | のことである (同法 16 条)。 具体的には、青少年有害情報フィルタリング ソフトウェアのインストール・設定(アプリ の起動制限に関する OS の設定を含む) を想 定しているとされる28。このとき、青少年イ ンターネット環境整備法 16 条は、2017 (平 成29)年の改正によって、新設されたもの である。その理由について、長谷川智史に よれば、青少年インターネット環境整備法 が 2008 (平成 20) 年に成立した当初におい ては、携帯電話回線によるインターネット接 続を通じた青少年有害情報の閲覧を制限する ネットワーク型のフィルタリングサービスが 念頭に置かれていたけれども、その後、無線 LAN や様々なアプリ経由のインターネット 接続が可能なスマートフォン等が急速に普及 し、それらについてはネットワーク型のフィ ルタリングサービスだけでは対応できず、端 末の側での青少年有害情報フィルタリングソ フトウェアのインストールや OS の設定によ る青少年有害情報の閲覧の制限を行うことが 必要になってきたためとされる²⁹。ここにも、

²⁵ 青少年インターネット環境整備法において、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう(同法2条8項)。

²⁶ 青少年インターネット環境整備法において、「携帯電話インターネット接続役務」とは、専ら携帯電話端末等からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう(同法2条7項)。

²⁷ 青少年インターネット環境整備法において、「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務または青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう(同法 2 条 10 項)。

²⁸ 内閣府、総務省、経済産業省·前掲注(23)27頁。

インターネットに関する技術革新の速さが見てとれる。先に紹介した藤川大祐の分類では、2013 (平成25) 年頃から子どものインターネット利用はスマートフォン中心になっている。やむを得ないことではあるけれども、法改正までには年単位の時間が必要とされている。

次に、インターネット接続機器を製造する 事業者には、インターネット接続機器を販売 する際に、原則として、青少年有害情報フィ ルタリングソフトウェアを組み込むことなど により、青少年有害情報フィルタリングソフ トウェアや青少年有害情報フィルタリング サービスの利用を容易にする措置を講じる義 務が課されている(同法18条)。そして、プ ログラムの実行をするためにインターネット 接続機器の動作を直接制御する機能を有する プログラムを開発する事業者は、携帯電話イ ンターネット接続役務提供事業者等の青少年 有害情報フィルタリング有効化措置および当 該インターネット接続機器を製造する事業者 の青少年有害情報フィルタリングソフトウェ アまたは青少年有害情報フィルタリングサー ビスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜら れるように、当該プログラムを開発するよう 努めなければならない(同法19条)。この とき、「プログラムの実行をするためにイン ターネット接続機器の動作を直接制御する機 能を有するプログラム | とは、いわゆる 「OS | のことである³⁰。青少年有害情報フィルタリ ングソフトウェアを開発する事業者および青 少年有害情報フィルタリングサービスを提 供する事業者は、青少年有害情報であって閲 覧が制限されないものをできるだけ少なくす るよう努めなければならない。また、青少年 有害情報フィルタリングソフトウェアを開発 し、または、青少年有害情報フィルタリング サービスを提供する際には、①閲覧の制限を 行う情報を、青少年の発達段階および利用者 の選択に応じ、きめ細かく設定できるように すること、②閲覧の制限を行う必要がない情 報について閲覧の制限が行われることをでき るだけ少なくすることに配慮するよう努めな ければならないとされる(同法20条1項)。 その他に、青少年有害情報フィルタリングソ フトウェアを開発する事業者および青少年有 害情報フィルタリングサービスを提供する事 業者には、開発する青少年有害情報フィルタ リングソフトウェア、または、その提供する 青少年有害情報フィルタリングサービスにつ いて、その性能および利便性の向上に努める ことも求められている(同条2項)。

特定サーバー管理者には、青少年閲覧防止 措置等をとるよう努めることが求められてい る。このとき、青少年インターネット環境整 備法において、「特定サーバー管理者」とは、 インターネットを利用した公衆による情報の 閲覧の用に供されるサーバーを用いて、他人 の求めに応じ情報をインターネットを利用し て公衆による閲覧ができる状態に置き、これ に閲覧をさせる役務を提供する者をいうもの とされる (同法2条11項)。『条文解説』に よれば、「特定サーバー管理者」は、営利を 目的とすることを要件とせず、官公庁、企業、 大学等が、特定サーバーを設置して使用させ ている場合についても対象となる。具体的に は、ウェブホスティング等を行ったり、第三 者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運 用したりしている者であれば、該当しうるも のである。³¹

²⁹ 長谷川智史「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を 改正する法律(平成29年法律第75号)」自由と正義68巻12号(2017年)77頁。

³⁰ 内閣府、総務省、経済産業省·前掲注(23)39頁。

³¹ 内閣府、総務省、経済産業省·前掲注(23)9~10頁。

特定サーバー管理者に課せられる努力義務 として、具体的には、その管理する特定サー バーを利用して他人により青少年有害情報の 発信が行われたことを知ったときや、自ら青 少年有害情報の発信を行おうとするときは、 当該青少年有害情報について、インターネッ トを利用して青少年による閲覧ができないよ うにするための措置(以下、単に「青少年閲 覧防止措置 という。) をとるよう努めなけ ればならない (同法21条)。特定サーバー 管理者は、その管理する特定サーバーを利 用して発信が行われた青少年有害情報につい て、国民からの連絡を受け付けるための体制 を整備するよう努めなければならない(同法 22条)。特定サーバー管理者は、青少年閲覧 防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防 止措置に関する記録を作成し、これを保存す るよう努めなければならない (同法23条)。

第5章においては、「インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等」として、「フィルタリング推進機関」やインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体への支援などを規定する。

以上を踏まえ、本論文の問題意識から重要 である点をまとめると以下のようになる。す なわち、青少年インターネット環境整備法は、 その総則において、国および地方公共団体に は、「青少年が安全に安心してインターネット を利用することができるようにするしための 施策の策定、実施を義務付け(同法4条)、関 係事業者には、「青少年のインターネットを適 切に活用する能力の習得」に資するための措 置を講ずることを義務付け(同法5条)、保護 者には、「青少年のインターネットを適切に活 用する能力の習得の促進」に努めることを義 務付けていた(同法6条1項)。ただし、具体 的な青少年の保護としては、フィルタリング を中心として、青少年有害情報を閲覧する機 会をできるだけ少なくすることが中心である。

Ⅳ. 考察

以上を踏まえ、以下では本論文の問題意識である動画配信において、どのように現行法の枠内で予防的に子どもの福祉を保護できるのかを検討し、あわせて、今後どのような保護が考え得るのか考察する。

先述のように、青少年インターネット環境整備法は必ずしもフィルタリングなどの整備だけを関係機関に義務付けているわけではないため、子どもの動画配信についても今後は制度設計など議論が進展していくことが望まれる。ただ、具体的にどのように保護していくのかについては、条文上は規定されていないため、そのような制度設計には時間が必要となる。それゆえ、喫緊の子どもの保護については限界がある。

現段階においては、具体的な子どもの保護 については、「保護者」に期待せざるを得な いであろう。青少年インターネット環境整備 法6条1項は、保護者に、その保護する青 少年について、青少年有害情報フィルタリン グソフトウェアの利用その他の方法によりイ ンターネットの利用を適切に管理する努力義 務と「インターネットを適切に活用する能力 の習得を促進」する努力義務を課しているの であり、これは、青少年がインターネットの 情報を受信するだけではなく、自ら発信する 場合にも当然当てはまるものと考えられる。 そうであるとすれば、現行法においては子ど もが動画配信をする場合に、予防的に子ども の福祉を保護する者として「保護者」の存在 が期待され得る。ただし、条文上は、「イン ターネットを適切に活用する能力の習得を促 進」する努力義務であるから、動画配信につ いていえば、個別の動画配信を監督などする 義務まではなく、動画配信を適切に活用する 能力を取得させることが義務となる。

このように解した場合、少なくとも以下の 2点の問題が生じる。 第一に、そもそも「保護者」とは「誰か?」という問題が生じる。青少年インターネット環境整備法2条2項によれば、「保護者」とは、「親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者」である。『条文解説』によれば、「これらに準ずる者」とは、「親権者・後見人不在の場合に青少年を実質的に監護・養育している者など」を指すものとされる32。

この解釈に従うのであれば、児童福祉施設 に入所している児童³³で、かつ、児童に親 権者または未成年後見人がいないときは、親 権者または未成年後見人が就任するまでの 間、児童福祉施設の長が「保護者」というこ とになる。なぜならば、このような場合には、 親権者または未成年後見人が就任するまでの 間、児童福祉施設の長が親権を行うことに なっているからである(児童福祉法47条1 項)。また、児童虐待などのために、一時保 護されている児童や里親などに委託中の児童 で、親権者または未成年後見人がいない者に 対しては、親権者または未成年後見人が就任 するまでの間、児童相談所長が親権を行う(同 法33条の2第1項、47条2項) ことになる ため、児童相談所長が「保護者」ということ になる。

これに対して、児童福祉施設に入所している児童や里親などに委託されている児童で、 親権者または未成年後見人がいるときにも、 児童などに関する監護、教育および懲戒に関 し、児童福祉施設の長や里親などは、その児 童等の福祉のため必要な措置をとることがで きる(児童福祉法47条3項)。しかし、『条 文解説』によれば、保護者は「親権者・後見 人不在の場合に青少年を実質的に監護・養育 している者など〔傍点筆者記入〕」を言うの であるから、このような場合には、児童福祉 施設の長や里親などは「保護者」に該当しな

いことになる。また、一時保護が行われた児 童に親権者や未成年後見人がいるときにも、 児童相談所長は監護、教育および懲戒に関し、 その児童の福祉のため必要な措置を採ること ができる(同法33の2第2項)。この場合にも、 親権者や未成年後見人がいるため、児童相談 **所長は「保護者」に該当しないことになる。** 理論的に考えると、このような見解には違和 感を覚えるところではある。確かに、例えば 児童虐待などを原因として、一時保護がなさ れている場合などについては、何よりその親 などから保護しなくてはならず、青少年をイ ンターネットから保護するどころの問題では ないため、現実には問題になりにくいであろ う。しかし、親権者がいても、児童の養護施 設などでの生活が長期化することも少なくな いため、そのような場合には、やはりインター ネットからの保護という問題が生じ得る。こ のように考えていくと、親権者・後見人の有 無を論じるまでもなく、青少年を実質的に監 護・養育している者を保護者と解する方がい いのではないかという疑問が生じる。しかし、 そのように考えた場合には、具体的に「青少 年を実質的に監護・養育している | とはどこ までの範囲を言うのか?という新たな問題が 生じ得る。例えば、父母が離婚し、親権者を 母とし、監護者も定められなかった場合にお いて、面会交流として月に1回父親が1時 間子どもと面会交流をしていた場合、この1 時間の「保護者」は誰なのか問題となる。『条 文解説』の見解であれば、親権者である母親 が存在する以上、父親との面会交流中も母親 が「保護者」ということになるため、単純で、 明白である。しかし、「青少年を実質的に監護・ 養育している」者は誰かを常に検討すること になれば、個別具体的な状況を踏まえて判断 せねばならないことになる。

³² 内閣府、総務省、経済産業省·前掲注(23)3頁。

³³ 児童福祉法における「児童」とは、満18歳に満たない者をいう(児童福祉法4条1項)。

また、「保護者」という文言は青少年インターネット環境整備法以外の法律にも使われている。このとき、全ての文言を同一の意味に解すべきなのか、または解する必要まではないのかについても議論が必要である。同一の文言が使われている以上、同じ意味として解すべきであるという見解が考えられる一方で、個々の法律はその目的とするところは異なる以上、その目的に合致した解釈をそれぞれに行うべきであるという見解も生じ得る。このように「保護者」概念については、他の法律との関係も検討した上で考察する必要がある。そのため、紙幅の都合もあるため、本論文ではこれ以上言及せず、今後の課題とせざるを得ない。

第二の問題として、保護者に課せられた、 その保護する青少年について、インターネッ トを適切に活用する能力の習得を促進する努 力義務に、動画配信を適切に活用する能力の 習得させることが含まれると解した場合に、 そのようなことが「保護者に可能なのか?」 という問題である。この点については、保護 者への教育が重要になる。青少年インター ネット環境整備法9条1項は、国および地 方公共団体に、青少年がインターネットを適 切に活用する能力を習得することができるよ う、家庭でのインターネットの適切な利用に 関する教育の推進に必要な施策を講ずること も命じている。動画配信に関する保護者への 教育も本規定に含まれ得ると考えられる。実 際、フィルタリングについては、保護者のフィ ルタリングに対する知識が高いほど、フィル タリングを利用しており、安全への意識が高 いほど、家庭のルールの数も多く策定してい るという調査結果が出ている³⁴。ただし、動 画配信に限らず、どこまで保護者を教育でき るのかについては疑問もある。特に、インター ネットに関する技術革新は極めて速く、教育 された知識が既に役立たなくなっている危険がある。また、現在使われているアプリが、将来いつまで使われているかはわからない。 わずか2、3年で主流となるアプリが変わってしまうことも少なくない。

先述のように、筆者は、青少年インターネッ ト環境整備法を根拠に保護者に課せられる義 務は、動画配信を適切に活用する能力を取得 させることであると考える。それでは、個別 の動画配信を監督する義務まで含めることは できないであろうか?1つの方法として、「保 護者」ではなく「親権者」については監護教 育の権利義務(民法820条)があり、「未成 年後見人 にも監護教育の権利義務がある(同 法 857 条、820 条) ことから、これらに個別 の動画配信を監督する義務まで含めることが 考え得る。しかし、私見を述べれば「監護教 育 という文言に、「個別の動画配信を監督 する義務」というあまりにも具体的すぎる義 務を求めるのは無理があると思われる。個別 の親権者や未成年後見人がそれぞれの子ども に対して、配信する動画を監督するというの であればともかく、一律に監護教育の権利義 務の中に、そこまでの義務を入れ込むべきで はなかろう。

なお、子どもが動画配信によって、他者に損害を与えた場合、子ども本人だけではなく、親などが不法行為責任を負う可能性がある(民法 709条、712条、714条)。しかし、本論文の問題意識は他者に損害を与えないように動画配信に予防的に対応するだけではなく、より広範に子ども自身の福祉を害しないようにすることも目的としているため、他者への損害の有無で変わってくることになる不法行為責任では目的を達し得ない。さらに、紙幅の都合と、なにより筆者の能力の問題からこれ以上は不法行為責任については検討しないものとする。

以上のように親権者などに個別の動画配信 を監督する義務を課すことは現行法の枠内に おいては難しいと考えられる。そうであると すれば、立法によって新たにそのような義務 を保護者または親権者などに課すことが考え られる。しかし、筆者はこの点については、 懸念を覚える。なぜならば、動画配信が子 どもからの SOS になることもあるからであ る。2019 (平成31) 年3月に6歳の子ども の背中を複数回蹴るなどしたとして、母親が 逮捕された35。記事によれば、暴行の様子を 撮影した動画が Twitter (ツイッター) 上に 投稿されていた。福岡県警が「虐待と思われ る動画が上がっている」との匿名の通報を受 けて発覚し、投稿されたアカウントを元に捜 査し、母親が関与したと断定したという。記 事には「誰が」動画を投稿したのか明記して いないけれども、記事によれば、その家族は 4人暮らしであり、母親が6歳の次男の背中 を複数回蹴っている動画であることや動画の 様子から、撮影し、投稿したのは中学生の長 男である可能性が高いと思われる。このとき、 児童虐待相談については、「児童相談所虐待 対応ダイヤル $[189]^{36}$ 」がある。そのため、 動画配信に子どもからの SOS 機能を期待す る必要はないという意見も予想し得る。しか し、子どもからの SOS は虐待に限定される わけではなく、現時点で社会が認識できてい ない子どもの問題もあり得る。そのような問 題について社会に問いかけることができる点 では、動画配信の意義は大きい。次に、児童 虐待に限ったとしても、「189」がどこまで 認識されているのか不安もある。先述した中 学生の長男が動画を投稿したと思われる事例 であれば、Twitter上で動画配信を行ってい

ることからすれば、「189」の存在を知らな かった可能性も考えられる。そして、動画の 方が状況を「短時間」で、「正確」に把握し やすいという利点がある。先ほどの事例であ れば、「母親が子どもの背中を複数回蹴って います」と通告されれば、まだ事態の深刻さ も伝わるだろうけれども、「母親が子どもを 怒っています! ではどこまで深刻なのか伝わ りにくい。状況を正確に把握するためにも、 より詳細な聞き取りが行われることになるで あろう。しかし、その場合には、より多くの 時間がかかってしまう。子どもが児童相談所 などに通告する場合には、虐待をしている親 の監視の目をかいくぐって通告する必要があ るのであり、時間は短時間であればあるほど、 望ましい。通話に比べ、動画であれば、撮影 が済んでいれば、投稿するだけで済む。この ように考えると、動画配信に保護者などの監 督を行わせるのが果たしていいのかという疑 間も生じる。ただし、家庭内のことを不特定 多数に配信することを嫌がる子どもも考えら れる。そのため、将来的には児童相談所など に動画を投稿できるようにすることが望まし いと考える。

∇. おわりに

以上のように、本論文では、子どもの動画 配信における、子どもの予防的な保護につい て法的に検討を行った。具体的には、「Ⅱ」 において、動画配信に限らず、子どものイン ターネット利用状況についてまとめ、現在で は、動画配信が極めて容易になっているだけ ではなく、多くの視聴者を得て、活躍してい

³⁵ 朝日新聞 2019 年 3 月 9 日朝刊 39 頁。

^{36 「}児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」については、厚生労働省「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dial_189.html、2020年9月28日9時31分、筆者確認)などを参照されたい。

る子どもが既にいることを明らかにし、その 上で、想定されるトラブルについて明らかに した。このようなトラブルは子どもの福祉の 観点から言えば、起きないのが理想的である。 そのため、「Ⅲ」において、子どもが動画配 信をする場合に、予防的にその福祉を保護で きるのかを法的に検討するため、2008(平 成20) 年に成立した青少年インターネット 環境整備法を紹介した。その上で、「IV | に おいて、考察を行った。その結果、以下のよ うな私見を述べた。すなわち、青少年インター ネット環境整備法は必ずしもフィルタリング などの整備だけを関係機関に義務付けている わけではないため、子どもの動画配信につい ても今後は制度設計など議論が進展していく ことが望まれること。ただし、そのような制 度設計には時間が必要となるため、現段階に おいては、具体的な子どもの保護については、 「保護者」に期待せざるを得ないこと。特に、 青少年インターネット環境整備法6条1項 は、インターネットを適切に活用する能力の 習得を促進する努力義務を課しているのであ り、動画配信を適切に活用する能力を取得さ せることが義務となると解すること。ただし、 この場合には、そもそも「保護者」とは「誰 か? | という問題、保護者への教育が問題と なることを指摘した。そして、今後の立法と して、親権者などに個別の動画配信を監督す

る義務を課すことが考えられる。しかし、動画配信には子どもからの SOS 機能も期待できるため、安易に親権者などに監督義務を課すことには懸念がある。そのため、将来的に児童相談所などへの動画投稿が可能になることを期待した。

本論文中で触れられなかった筆者の問題 意識の1つとして、「子ども自らが動画配信 に限らず、自分の使うインターネット上の サービスについて学ぶ義務を課す必要はない のか? という点が挙げられる。先述のよう に、青少年インターネット環境整備法6条1 項は、保護者にその保護する青少年について、 インターネットを適切に活用する能力の習得 を促進する努力義務を課している。しかし、 インターネットにおいて利用されるサービス の入れ替わりは激しく、保護者がこれらを網 羅するのには限界がある。そうであるとすれ ば、そのサービスを利用する本人に、そのサー ビスの危険性を含め学ぶことを課した方が効 率が良い。しかし、青少年インターネット環 境整備法にそのような義務は明記されていな い。また、徒に義務を課しても、その実効性 を担保することは難しい。そのため、この点 についても今後の課題としたい。

(たかはし・だいすけ 本学部准教授)